

## 嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品遺失に対する意見書

去る 3 月 7 日、沖縄防衛局より、「3 月 5 日、米側から、先月 2 月 27 日に嘉手納基地所属 F-15 戦闘機から長さ約 15 インチ（約 38 c m）、幅約 6 インチ（約 15 c m）、重さ約 3 ポンド（約 1.36 k g）のアンテナが遺失している旨の連絡を受けた。」との報告があった。

F-15 戦闘機は以前にもフレア（照明弾）の落下事故を起こしている他、墜落事故、空中接触事故、補助翼の一部落下事故、相次ぐ緊急着陸等、度重なる事故に加え、老朽化も指摘されている。

米側は、「部品は発見されておらず、現時点において海に着水した可能性が高く、地上の人及び財産に危険が及ぶことはなかった」としているが、嘉手納基地周辺地域上空においては、同型機を含む多数の戦闘機が飛行していることから、一步間違えば住民を巻き込む大惨事につながるものであり、嘉手納基地周辺に居住する我々沖縄市民の生命、財産を危険にさらすばかりか、さらなる不安と恐怖をあおるもので断じて許せるものではない。

また、今回の事故については、事故発生から 6 日後にしか通報がなされておらず、事故の度に指摘される連絡通報の遅延が何ら改善されていないことも含め市民の米軍に対する不信感は募るばかりである。

よって、沖縄市議会は、市民の尊い生命・財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品遺失に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

### 記

1. 事故原因を徹底的に究明し、速やかに公表すること。
2. すべての米軍機について徹底した安全管理体制の強化を図ること。
3. 周辺住民地域上空の飛行を行わないこと。
4. 連絡通報体制を厳格に遵守し、迅速・正確な情報提供をすること。
5. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日  
沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長